

## 千葉市生ごみ肥料化容器購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみを肥料化するための生ごみ肥料化容器を購入する者に対し、予算の範囲内において、その購入に係る費用の一部を補助することにより、家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するとともに市民のごみ減量及び資源化についての意識の高揚を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、生ごみ肥料化容器とは、コンポスト容器及び生ごみ密閉処理容器をいう。

2 この要綱において、コンポスト容器とは、家庭から排出される生ごみを土中の微生物などの活動を利用して分解し、堆肥化する生ごみ肥料化容器で次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 概ね5年以上の耐久性があること。
- (2) 臭気の発散、雨水の流入等を防止するためのふたを備えていること。

3 この要綱において、生ごみ密閉処理容器とは、家庭から排出される生ごみを生ごみ堆肥化促進剤等を使用して分解し、堆肥化する生ごみ肥料化容器で次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 概ね5年以上の耐久性があること。
- (2) ふたが密閉できること。

### (補助の対象)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者で、第11条の規定に基づき本市が指定した取扱業者（以下「指定業者」という。）から生ごみ肥料化容器を購入して設置した者に対し、補助金を交付する。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、居住すること。
- (2) 自己の責任において生ごみ肥料化容器を設置し、適切に維持管理できること。
- (3) 生ごみ肥料化容器によりできた堆肥を有効に活用できること。
- (4) 使用状況等の調査に応じられること。

2 前項の場合において、補助金の交付の対象となる生ごみ肥料化容器の購入は、コンポスト容器及び生ごみ密閉処理容器について、同一住居当たり2基（ただし、二世帯住宅等複数の台所を有する住居はこの限りでない。）を限度とする。ただし、生ごみ肥料化容器が著しく破損し（故意又は重大な過失によらない場合に限る。）、使用に耐えられないと市長が認めた場合はこの限りでない（故意によるものは除く。）。

3 第1項の補助金の交付の決定を受けた日から5年を経過したものについては、当該交付の決定を受けた生ごみ肥料化容器の基数の分前項の限度を減ずる。

### (補助額)

第4条 補助金の額は、生ごみ肥料化容器1基当たり、購入価格（消費税相当額を含む）の3分の2に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）で、4,000円を限度とする。

### (交付申請)

第5条 第3条第1項の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ

肥料化容器購入費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、容器を購入した指定業者（以下「購入業者」という。）を經由して市長に申請しなければならない。

（交付決定兼額確定通知の受理等の委任）

第6条 申請者は、委任状（様式第2号）により購入業者に補助金の交付決定兼額確定通知の受理並びに補助金の交付の請求及び受領についての権限を委任するものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付し、又はしない旨の決定をするものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、生ごみ肥料化容器購入費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、生ごみ肥料化容器購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に速やかに通知するものとする。

4 前2項の通知書は、前条の規定によりそれぞれの申請者の委任を受けた購入業者に送付する。

（補助金の交付請求）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定通知を受けた購入業者は、生ごみ肥料化容器購入費補助金交付請求書（様式第5号）に決定通知書の写しを添付して、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を購入業者に交付する。

2 前項の交付は、購入業者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法による。

（決定の取消し等）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、その補助金の交付の決定を取り消し、補助金を交付した者に既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（取扱業者の指定）

第11条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者を、生ごみ肥料化容器の取扱業者として指定するものとする。

（1）本市内に本社又は営業所等を有すること。

（2）この要綱による補助事業の趣旨をよく理解し、本市に協力できること。

（3）補助金の交付の請求等の委任事務を処理できること。

（4）市税の滞納がないこと。

（5）生ごみ肥料化容器の販売実績を有すること。

（6）生ごみ肥料化容器を申請者が指定する場所に配達することができ、かつ、不具合が発生したときの対応等アフターサービス体制が整っていること。

2 前項の生ごみ肥料化容器の取扱業者として指定を受けようとする者は、市長が定める期間内に、生ごみ肥料化容器取扱業者指定申請書（様式第6号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、指定することと決定した

ときは、生ごみ肥料化容器取扱業者指定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（取扱業者の指定の有効期間）

第12条 前条の指定の有効期間は、2年を超えない市長が別に定める日までとする。

（取扱業者の指定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の指定を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により生ごみ肥料化容器の取扱業者の指定を受けたとき。
- （2）第11条第1項各号に規定する生ごみ肥料化容器の取扱業者の指定の要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- （3）前2号に定めるもののほか、生ごみ肥料化容器の取扱事務に関して不正な行為があったとき。

（現況調査）

第14条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、生ごみ肥料化容器の設置場所へ立ち入り、現況調査を行うことができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市生ごみ肥料化容器設置費補助金交付要綱第2条及び第4条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金交付について適用し、同日前の申請に係る補助金交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の千葉市生ごみ肥料化容器購入費補助金交付要綱第11条第1項の指定を受けている者の当該指定に係る有効期間については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式については、当分の間、使用することができる。

生ごみ肥料化容器購入費補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

〒

住 所 .....

フリガナ

氏 名 .....(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 ..... — —

連絡先電子メールアドレス ..... @ .....

生ごみ肥料化容器購入費補助金の交付を受けたいので、千葉市生ごみ肥料化容器購入費補助金交付要綱第 5 条の規定により下記のとおり申請します。

なお、過去 5 年以内に生ごみ肥料化容器購入費補助金を受けた基数は次のとおりです。

どちらかに  
✓を入れて  
ください

{

0 基

1 基

この申請が限度基数(5年以内に一住居当たり 2 基)を超えた申請の場合は、購入した指定販売店に補助金交付申請額と同額を返金することを確約します。

記

補助金交付申請額	円
購入価格 (消費税を含む)	円
購入・設置機種	
メーカー	
型 式	
基 数	基
設置年月日	年 月 日
購入業者名	
添付書類	領収書(写)

年 月 日

委 任 状

委 任 者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、千葉市生ごみ肥料化容器購入費補助金交付要綱第 6 条の規定により次の者を代理人と定め、貴市との間における下記事項に関する一切の権限を委任します。

受 任 者 所 在 地  
名 称  
代表者氏名

記

委任事項

生ごみ肥料化容器購入費補助金交付決定兼額確定通知書の受領並びに交付の請求及び補助金の受領に関する件

様式第3号

千葉市指令 第 号  
年 月 日

生ごみ肥料化容器購入費補助金交付決定兼額確定通知書

住 所  
氏 名 様

千葉市長 印

年 月 日付で申請のありました生ごみ肥料化容器購入費補助金について次のおり決定したので、千葉市生ごみ肥料化容器購入費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付確定額 | 円 |

様式第4号

千葉市指令 第 号  
年 月 日

生ごみ肥料化容器購入費補助金不交付決定通知書

住 所  
氏 名 様

千葉市長 印

年 月 日付で申請のありました生ごみ肥料化容器購入費補助金について次  
のとおり不交付と決定したので、千葉市生ごみ肥料化容器購入費補助金交付要綱第7条第  
3項の規定により通知します。

記

不交付と決定した理由

生ごみ肥料化容器購入費補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

所在地  
名称 印  
代表者氏名

年 月 日付千葉市指令 第 号をもって交付決定のありました生ごみ肥料化容器購入費補助金について、別紙記載の者の代理人として千葉市生ごみ肥料化容器購入費補助金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 本店		
	信用組合・農 協 支店		
口座番号		口座	普通・当座
フリガナ 名義人			

生ごみ肥料化容器取扱業者指定申請書

(あて先) 千葉市長

所在地 \_\_\_\_\_  
 名称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
 連絡先電子メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

千葉市生ごみ肥料化容器購入費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定する取扱業者の要件を満たしているのので、生ごみ肥料化容器の取扱業者として指定を受けたく、同条第 2 項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 営業所の所在地等

営業所の所在地及び名称			
取扱機種等	メーカー	型式	販売価格 (除消費税)

2 添付書類

- (1) 本社、支店、営業所等が千葉市内に存することを証する書類
- (2) 納税証明書(市税関係)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

※なお、現在の取扱業者の方で所在地、名称等の変更のない場合は、(1)の書類は不要です。また、千葉市入札参加資格者名簿(契約課所管)に登載されている方は、(2)の書類が不要です。

千葉市入札参加資格者名簿への登載(○を付してください。)

【 有 ・ 無 】

様式第7号

千葉市指令 第 号  
年 月 日

生ごみ肥料化容器取扱業者指定通知書

所在地  
名称  
代表者氏名

様

千葉市長

印

千葉市生ごみ肥料化容器購入費補助金交付要綱第11条第1項に規定する生ごみ肥料化容器取扱業者として、下記のとおり指定することと決定したので、同条第3項の規定により通知します。

記

指定期間 年 月 日から 年 月 日まで